

# 小金井市合理的な配慮の提供に要する費用助成制度

## 【申請の手引き】

小金井市では障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の改正に伴い、令和4年4月1日より事業者等が行う合理的な配慮の提供に要する費用の一部を助成します。

### 1 補助対象者

- ①市内飲食、物販、医療等の民間事業者
- ②市内の町会、自治会又はこれに類する団体
- ③市長が必要と認める団体

### 2 対象経費

下記の表に定める経費であり、補助申請の年度内に事業が完了するもの。

対象経費	概要	助成限度額	助成率
コミュニケーションツール作成費用	点字メニューの作成、会話ボードの作成	5万円	70%
物品購入費用	筆談ボード、音声拡張器、ローカウンター、高さ可動式テーブル、折りたたみ式スロープ、簡易洋式トイレ等の物品の購入	10万円	70%
工事費用	階段、トイレ等の手すりの設置、段差の解消、点字ブロック等の敷設、和式トイレの洋式化、ドアの改修等に係る工事 (新築工事に伴うもの、既に設置している洋式便器、手すり等の取替えに係るもの、店舗等の老朽化に伴う原状回復を主な目的とするものは対象外)	20万円	70%
手話通訳者等の派遣費用	不特定多数の市民が参加するイベント等への手話通訳者又は要約筆記者の派遣依頼	3万円	70%

### 3 申請件数等

同一団体の申請は、1回限りとします。ただし1つの申請において各区分の経費を同時に申請することは可能です。

また国、地方公共団体その他各種団体が実施する補助事業等の対象となる経費については、助成制度の対象外です。

## 4 申請から助成までの流れ

申請から助成までの流れは、次のとおりとなります。

- ① 申請書(様式第1号)に必要な添付書類等を添えて、提出してください。  
※事前の申請が必要です。すでに完了している物品の購入、工事等は本制度の対象外です。  
(必要な添付書類)
  - ・コミュニケーションツールの作成：仕様書の写し、見積書の写し
  - ・物品の購入：物品の仕様分かる資料の写し、見積書の写し
  - ・工事の施工：工事計画書(様式第2号)、見積書、図面、工事着工前の現況写真
  - ・手話通訳者等の派遣：イベント等の内容分かるパンフレット等の写し、見積書の写し
- ② 申請が採択された場合には、市より決定通知書(様式第3号)が送付されます。
- ③ 決定通知書の交付後に、事業に着手してください。
- ④ 事業が完了しましたら、報告書(様式第8号)に必要な添付書類等を添えて、提出してください。提出期限は、事業完了後30日以内となります。  
(必要な添付書類)
  - ・コミュニケーションツールの作成：納品書の写し、領収書の写し、使用(設置)状況の写真
  - ・物品の購入：納品書の写し、領収書の写し、使用(設置)状況の写真
  - ・工事の施工：工事契約書の写し、工事内訳書の写し、領収書の写し、工事完了後の現況写真
  - ・手話通訳者等の派遣：領収書の写し
- ⑤ 完了報告が適当であると審査された際には、市より助成金額確定通知書(様式第9号)が送付されます。
- ⑥ 助成金額決定通知書に基づき、助成金請求書(様式第10号)を作成し、市に助成金の交付を請求してください。(請求については、持参に加えて郵送も可とします)
- ⑦ 助成金請求書による請求に対して、市より助成金が交付されます。

## 5 問合せ先

小金井市役所福祉保健部自立生活支援課障害福祉係

TEL 042-387-9848 FAX 042-384-2524

E-mail s050299@koganei-shi.jp